

市・県民税の申告〔税務課〕

●必要書類

- ・作成済みの申告書
- ・本人確認書類
(マイナンバーカードのコピー、免許証のコピーなど)
- ・収入の分かるもの
(収支内訳書、源泉徴収票のコピーなど)
- ・控除額の分かるもの
(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書など)

申 3月17日(月)(必着)までに、税務課の窓口か郵送で

他 申告書は以下のいずれかの方法で入手・作成できます。

インターネットでの提出はできませんので、ご注意ください

①市から郵送、記入する

対 昨年度申告をした人
・例年、送付を希望する人

②税務課の窓口で入手、記入する

③市ホームページ

「個人住民税税額シミュレーション」
で作成する



作成は
こちら

「個人住民税税額シミュレーション」では、住民税の試算やふるさと納税の上限額の計算もできます

所得税の確定申告〔草津税務署〕

●必要書類

- ・作成済みの申告書
- ・本人確認書類
(マイナンバーカードのコピー、免許証のコピーなど)
- ・収入の分かるもの(収支内訳書、青色申告決算書など)
- ・控除額の分かるもの(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書、寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も要)など)

申 3月17日(月)(必着)までに、草津税務署かe-Taxで

他 申告書は以下の方法で入手・作成できます

①草津税務署か市役所税務課の窓口で入手、記入する

②国税庁のホームページ
「確定申告書作成コーナー」
で作成する



「確定申告書作成コーナー」は
こちら

注 次に該当する人は、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください

- A 16歳未満の扶養親族がいる人
- B 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある人
- C 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日時点で65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法を選択したい人
- D 寄附金控除や寄附金税額控除がある人
- E 退職所得のある配偶者・扶養親族がいる人



詳しくは
こちら

令和6年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

マイナポータル連携により申告書の自動入力を行うことができ、e-Taxから簡単に確定申告を提出できます。

①マイナポータル連携をする

➡ ②「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成する

➡ ③e-Tax*か紙で提出する

※国税庁が提供する所得税の申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができる国税電子申告・納税システム



- ・データを保存すると来年に引用できる
- ・記入欄を自動的に判定するので入力漏れが防げる



- ・自宅にしながら確定申告が完了する
- ・24時間いつでも提出できる
- ・一部の添付書類が省略できる
- ・還付のスピードが早い



税の申告が始まります

問 ・市・県民税について
税務課 市民税係(1階)
☎561-2309、FAX561-2479

・所得税について
草津税務署 個人課税部門(大路二)
☎562-1315(自動音声案内)

市・県民税や所得税の申告が必要な人は、2月17日(月)～3月17日(月)に手続きをしてください。所得税の還付申告は、この期間以前でも草津税務署に提出できます(税務署で相談をする場合は事前予約が必要です)。

市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう

問1 スタート START

1月1日時点で草津市に住所がありましたか？



はい ➡

問2

いいえ ➡

1月1日居住の市町村へご確認ください

窓口は
混雑するため、
郵送での申請が
おすすめです



問2

前年中に収入がありましたか？

はい ➡

問3

いいえ ➡

問4

問3

所得税の確定申告をしますか？

はい ➡

①

いいえ ➡

問6

問4

市内に住所がある人の配偶者控除か扶養控除、扶養親族(年少)の対象ですか？

(所得欄に0(ゼロ)と記載された税の証明書が必要な人は、前年中の収入がなく扶養に入っている人も、申告が必要です)

はい ➡

①

いいえ ➡

問5

問5

次のいずれかに当てはまりますか？

- ・国民健康保険に入っている人と、その世帯主
- ・後期高齢者医療制度に入っている人と、その世帯員
- ・国民年金保険料の免除を希望する人と、その配偶者・世帯主
- ・昭和36年4月1日以前に生まれた人(介護保険料算定のため)
- ・介護認定を受けている40～64歳の人
- ・児童扶養手当の受給資格がある人
- ・障害福祉サービスを利用する人
- ・税の証明書が必要な人
- ・市外に住所がある親族に扶養されている人
- ・誰の扶養も受けていない人

1つでも当てはまる ➡

②

当てはまらない ➡

①

問6

事業所から報告されていない給与所得がある、または公的年金以外の所得がありますか？

はい ➡

②

いいえ ➡

問7

問7

市・県民税の算定において、源泉徴収票に載っていない生命保険料や、社会保険料の控除などを受けますか？

はい ➡

②

いいえ ➡

①

① 市・県民税の申告は必要ありません
② 市・県民税の申告が必要です

申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減額認定が受けられないなど、さまざまな施策の対象とならない場合があります。

すべての人を大切にすまちに

「ともに生きる時代へ」～高齢社会と人権を考える～



問 人権センター
 (大路二、キラリエ草津3階)
 ☎563-1177、FAX563-7070

「超高齢社会」時代の到来

「人生100年時代」といわれる現在、日本は世界でもトップクラスの長寿国です。そして、世界で最も高齢化の進んだ国といわれています。

WHO(世界保健機関)の定義では、65歳以上の人口が、総人口に占める割合である「高齢化率」が21%以上になると「超高齢社会」とされています。この定義を当てはめれば、日本では平成19(2007)年に「超高齢社会」に突入しています。市では、令和6(2024)年の9月末時点での高齢化率が22.4%であり、令和22(2040)年には28.0%になると見込まれています。

人権が尊重される「超高齢社会」に

このような中で、高齢者が活躍できる環境整備が進んでいます。現在の「高齢者雇用安定法(高齢者等の雇用の安定等に関する法律)」では、働く意欲がある高齢者が能力を十分に発揮できるよう、事業者に対して、希望する人が65歳まで働くことができる環境の整備を義務化し、70歳までの就業機会の確保を努力義務としています。また、地域社会の中で、豊富な知識を

深刻化する高齢者の虐待

高齢者に対し、暴力をふるう、無視をする、財産を無断で処分する、介護や世話を放棄するなどの虐待行為が問題になっています。これらは、重大な人権侵害に当たるものです。

平成18(2006)年4月から施行された「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」では、高齢者の虐待に気付いた人に対して、市町村への通報が求められています。

虐待の要因はさまざまですが、家庭内で起きる虐待では、介護者にかかる負担やストレスの影響が大きいといわれています。介護者が一人で抱え込み過ぎないように、家族での役割分担や介護サービスの利用、地域包括支援センターへの相

認知症に正しい理解を

認知症は脳の病気により、認知機能が低下し、日常生活に不具合が生じる状態です。年齢が高くなるほど、認知症の人は増加します。65歳以下で発症する人もいて、家族や身近な人が認知症になることも含め、誰にとっても身近な病気となっています。

認知症になると苦手になることはありますが、何も分からなくなるわけではありません。適切なサポートがあれば、本人のできることが増えたり、気持ちが落ち着いたりします。どのようなサポートを必要としているかは、その人によって違うため、何に困っているのか、何をしたいのか、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。

高齢者によりよい関係づくりを

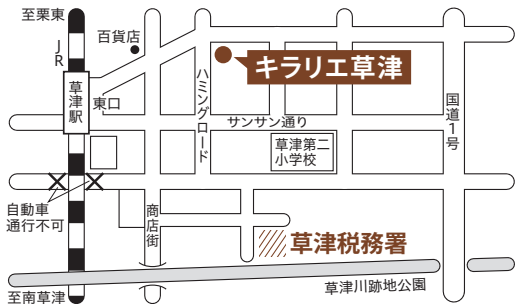
高齢者は人生の先輩であり、誰もが平等に年をとっていきます。一人の人間として、その人の生活や生きがい、これまでの人生経験などを尊重するとともに、日頃からのコミュニケーションを通じて、より良い関係を築いていきたいものです。

会場での申告方法

両会場とも混雑状況によっては、16:00前に受付を終了することがあります。土・日曜日、祝日は申告相談を受け付けていません。会場での混雑を避けるため、できるだけ自宅での申告をお願いします。

所得税の申告

- ⑤ 2月17日(月)～3月17日(月)の平日 9:00～16:00(8:30～受付)
- 所 キラリエ草津1階 草津商工会議所 多目的室(草津税務署主催会場)(大路二)
- 他 ・当会場には、当日発行やLINEで事前発行した入場整理券が必要です
・当会場には専用駐車場や駐輪場がありませんので、公共交通機関を利用してください
・作成済みの確定申告書などの提出や用紙の交付の窓口は草津税務署です
・当会場に関する内容について、キラリエ草津へのお問い合わせはご遠慮ください



3月2日(日) 9:00～16:00(8:30～受付)に限り、大津税務署(大津市)で確定申告の相談を行います

持ち物

- ① 筆記用具(ボールペン)や計算器具
- ② 収入金額が分かるもの(給与・退職金・公的年金などの源泉徴収票や、雑所得などの支払調書など)
- ③ 控除する額が分かるもの(生命保険料控除証明書、健康保険料の金額が分かるものなど)
- ④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や療育手帳など
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(必ず明細書を作成し、持参)
- ⑥ 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領書(領収書)または寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も要)
- ⑦ 所得税の還付を申告する人は、振込口座が分かるもの(本人名義に限る)
- ⑧ 個人番号(マイナンバー)確認書類と本人確認書類(運転免許証など)
- ⑨ 前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)

市・県民税の申告、一部の所得税の申告

- ⑤ 2月17日(月)～3月17日(月)の平日 9:00～17:15(受付16:00まで)
- 所 市役所2階 特大会議室ステージ側
- 他 ・一部事前予約を受け付けています。市ホームページの電子申請サービスより申請してください。待機時間削減のため積極的に活用してください
・申告期間中、税務課(1階)では申告相談を受け付けません
・車での来場はできるだけ控えてください
・受付時にチェックシートを配布しますので、各項目をチェックしてください
・例年、午前中に相談が集中し、待ち時間が長くなっています。午後からの来場にご協力ください



●混雑回避のため、下記日程での相談にご協力ください

学区・区	とき
志津、志津南、草津、大路	2月17日(月)、2月25日(火)、3月5日(水)、3月13日(木)
渋川、老上、老上西、常盤	2月18日(火)、2月26日(水)、3月6日(木)、3月14日(金)
矢倉、山田、笠縫東	2月19日(水)、2月27日(木)、3月7日(金)、3月11日(火)
玉川、南笠東、笠縫	2月20日(木)、2月28日(金)、3月4日(火)、3月12日(水)
指定なし	2月21日(金)、3月3日(月)、3月10日(月)、3月17日(月)

次の人は、市役所会場では申告ができません 草津税務署主催会場(キラリエ草津)で申告してください

- ・事業所得(農業、営業など)がある
- ・不動産所得がある
- ・青色申告をする
- ・収支内訳書の内容を相談する
- ・住宅借入金等特別控除を受ける
- ・国外に居住している人の扶養控除を申告する
- ・不動産や株式などの譲渡所得がある
- ・申告分離課税を選択した配当所得がある
- ・退職所得を申告する
- ・外国税額控除を受ける
- ・令和5年分以前の確定申告をする
- ・提出済みの確定申告を訂正する
- ・亡くなった人の申告をする
- ・1月1日時点で草津市に住民票がない